

一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正（案）概要

総務省から発出された「任期付職員の任用等について（平成30年3月27日付け通知）」を踏まえ、次のとおり規定を整備する。

1 昇給に関する規定の適用

条例	改正の概要	施行日
第4条 （職員の給与に関する条例の適用除外）	地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第4条に定める任期付職員について、「昇給や降給については、常勤職員と同様に、昇給日に、評価終了日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて適切に実施すべきものである」とする総務省通知を踏まえ、昇給及び降給を適用する。	公布の日から

2 その他

条例	改正の概要	施行日
第5条 （人事委員会規則への委任）	第4条において「特別区人事委員会規則」を「人事委員会規則」と略称する規定を削除することに伴い、「人事委員会規則」を「特別区人事委員会規則」にあらためる。	公布の日から

一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成 19 年条例第 50 号）新旧対照表

新	旧
<p>○一般職の任期付職員の採用に関する条例</p> <p>平成 19 年 9 月 28 日 条例第 50 号</p> <p>改正 平成 28 年 3 月 14 日第 13 号 (職員の給与に関する条例の適用除外)</p> <p>第 4 条 職員の給与に関する条例(昭和 26 年条例第 19 号) 第 6 条第 2 項の規定は、第 2 条の 2 の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。</p> <p>(<u>特別区人事委員会規則</u>への委任)</p> <p>第 5 条 第 2 条及び第 2 条の 2 の規定により任期を定めて職員を採用する場合における公正の確保の基準並びに採用、退職、任期の更新等に関する手続並びに任期付職員の職務の級及び号給の特例に関し必要な事項は、<u>特別区人事委員会規則</u>で定める。</p> <p>付 則(令和 3 年 月 日条例第 号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>○一般職の任期付職員の採用に関する条例</p> <p>平成 19 年 9 月 28 日 条例第 50 号</p> <p>改正 平成 28 年 3 月 14 日第 13 号 (職員の給与に関する条例の適用除外)</p> <p>第 4 条 職員の給与に関する条例(昭和 26 年条例第 19 号) 第 6 条第 2 項<u>から第 7 項まで</u>の規定は、第 2 条の 2 の規定により任期を定めて採用された職員(<u>特別区人事委員会規則(以下「人事委員会規則」という。)で定める職員を除く。</u>)には適用しない。</p> <p>(<u>人事委員会規則</u>への委任)</p> <p>第 5 条 第 2 条及び第 2 条の 2 の規定により任期を定めて職員を採用する場合における公正の確保の基準並びに採用、退職、任期の更新等に関する手続並びに任期付職員の職務の級及び号給の特例に関し必要な事項は、<u>人事委員会規則</u>で定める。</p>